

漁港漁場整備長期計画

平成24年3月

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3の規定により、平成24年度から平成28年度までの漁港漁場整備長期計画を次のように定める。

第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方

東日本大震災の地震・津波により、北海道から千葉県までの太平洋沿岸域の漁港・漁村に広範囲かつ甚大な被害が発生した。今回の大震災の被災地は、豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たすなど我が国水産業において極めて重要な地域であることから、災害復旧事業等と一体的かつ計画的な漁港漁場整備事業の推進により、漁港・漁村の早期復興を果たす必要がある。加えて、今後、大規模な地震や津波の襲来が懸念される全国の漁港・漁村においては、今回の大震災の経験を踏まえた防災力の強化による安全性の確保が重要である。

一方で、我が国全体の水産業をめぐる情勢をみると、一部の水産資源では低位のものや悪化しているものが見られ、漁業就業者の減少や高齢化が進行する中、食生活においては、食品の安全・安心や品質・衛生管理に対する消費者の関心が高まっている。

こうした状況下にあつて、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、生産の場としての漁場の保全・創造のみならず、生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の生育の場等としての機能の強化・充実と水域環境の改善を図ることが喫緊の課題となっている。

また、新鮮かつ良質な国内水産物にあつては、消費者ニーズの変化に対応した集出荷体制を構築していくことが重要であるとともに、水産物需要の増加が見込まれる海外の市場に対する我が国水産物の輸出体制の構築を図り、水産業の国際競争力の向上を図っていくことが必要である。

さらに、水産物の安定供給を担う基盤であり、漁業就業者等の生活の場である漁村においては、その活力を維持・増大させていくための生活・労働環境の改善を一層推進していくことが重要である。

以上の点を踏まえ、今後5年間に重点的に取り組むべき課題を以下の3課題とし、漁港漁場に加えて漁村も併せ、総合的かつ計画的な整備を推進することとする。整備の推進に当たっては、水産基本計画との密接な連携の下、資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理の推進、水産物の輸出促進などとも歩調を合わせつつ、戦略的に推進していくこととする。また、地域の特性に応じて、環境と

の調和や水産業・漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう配慮していく必要がある。

- (1) 災害に強く安全な地域づくりの推進
- (2) 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進
- (3) 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

第2 実施の目標及び事業量

水産基本法（平成13年法律第89号）の理念に基づき、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図るとともに、東日本大震災からの復旧・復興及び全国の漁港・漁村の防災・減災対策を推進することを目的として、第1に掲げる重点課題に対する総合的かつ効率的な事業を実施することにより、おおむね5年後を目途に、成果を発現させることとする。

あわせて、計画期間における漁港漁場整備事業の事業量は、整備する対象を重点化し、次のとおりとする。

1 災害に強く安全な地域づくりの推進

(1) 実施の目標

ア 東日本大震災の被災地における漁港・漁村の復旧・復興

漁港の復旧・復興に当たっては、漁港間での機能集約と役割分担の取組を図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に回復させる。

漁港の復旧に当たっては、全国的な拠点漁港及び地域水産業の拠点となる漁港については、平成25年度末までに漁港施設等の復旧をおおむね完了させる。なお、被害が甚大な漁港については、同時期までに一定の係留機能等の確保を、平成27年度末までに漁港施設等の復旧をおおむね完了させる。

その他の沿岸漁業・養殖業の基地等となる漁港については、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から必要な施設を選定し、平成27年度末までに漁港施設等の復旧をおおむね完了させる。

また、漁港の復旧に併せ、全国的な水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、流通・加工機能の強化と効率化、漁港施設用地の嵩上げなどの地盤沈下対策、地震・津波に対する防波堤、岸壁等の機能強化を推進する。

地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港については、周辺漁港の機能の一部を補完することに留意しつつ、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進する。

漁村の復興に当たっては、地元住民の意見を尊重するとともに、漁村の被害状況や復興状況に応じた防災力の強化や生活環境の改善を図る。

イ 東日本大震災を踏まえた災害に強く安全な地域づくり

東海・東南海・南海地震等の大規模な地震・津波の発生による被害が、今後、予測されている地域においては、東日本大震災の経験を踏まえ、避難対策や水産業関連事業の継続または早期再開のための対策とともに、外郭・係留施設の構造強化、避難施設等の整備を推進する。

また、災害発生時に避難地となる緑地・広場施設等の整備との一体性を考慮した漁港漁場整備事業を推進することにより、漁港・漁村の防災力の向上を図る。

(2) 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港のうち、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合を、20%（平成21年度）からおおむね65%に向上させる。

地震防災対策強化地域等に立地する漁村における漁港漁場整備事業の推進により地震や津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率を、44%（平成21年度）からおおむね80%に向上させる。

（注1）「水産物の流通拠点となる漁港」とは、主要な水産物の産地市場を開設している漁港をいう。

（注2）「地震や津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率」とは、漁業依存度や漁家の割合が高い漁村において必要とされる地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく緊急輸送を確保するために必要な漁港施設等が確保された漁村の人口の割合をいう。

(3) 事業量

災害発生時の水産業の継続や早期再開のための漁港・漁村の防災機能の強化

を図るため、次の事業を実施する。

ア 水産物の流通拠点となる漁港において、漁港施設の耐震化の推進を図る漁港として、おおむね40漁港を整備する。

イ 漁港漁場整備を推進することにより漁村の防災機能の強化を図る地区として、おおむね400地区を整備する。

2 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

(1) 実施の目標

水産物の生産から陸揚げ、流通・加工までの一貫した供給システムの構築に当たり、生産コストの縮減や鮮度保持対策、衛生管理対策に重点的に取り組む水産物の流通拠点となる漁港への重点化を図ることにより、輸出の促進や輸入水産物に対する我が国水産物の国際競争力の強化と消費者に信頼される水産業づくりの実現を図る。あわせて、水産物の安定的な提供に向けた漁港機能の適切な保全のため、既存の漁港施設の計画的な補修・改修に努める。

また、水産業を核として、漁村や漁港が有する伝統・文化・景観や再生可能エネルギーなどの魅力的な地域資源等を活用して新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組を推進するとともに、漁業集落排水施設や緑地・広場施設等の整備との一体性を考慮した漁港漁場整備事業を推進することにより、漁村の生活・労働環境と漁港・漁場の水域環境の改善を図る。

(2) 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、29%（平成21年度）からおおむね70%に向上させる。

漁業活動に必要な漁港施設の機能を適切に保つことができるよう、漁港施設の老朽化対策を計画的に実施することが可能な漁港の割合を、11%（平成21年度）からおおむね100%に向上させる。

漁港・漁場の水域環境の改善を図る中で、漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を、49%（17万人）（平成21年度）からおおむね65%（おおむね24万人）に向上させる。

(注1)「漁港施設の老朽化対策を計画的に実施することが可能な漁港」とは、今後10年以内に耐用年数を迎える係留施設を有する漁港をいう。

(注2)「漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率」とは、污水处理施設の整備に関する都道府県の構想における漁業集落排水施設の整備対象人口に対して同施設を利用できる人口の割合をいう。

(3) 事業量

水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施する。

ア 水産物の流通拠点となる漁港にあっては、おおむね100漁港で陸揚げ・荷さばき時の漁獲物の衛生的な取扱いに対応した岸壁・荷さばき所等を整備するとともに、水産物の流通拠点と一体となって中核的に生産活動等が行われる地区については、おおむね240地区で、作業の安全性・効率性の向上や水産物の保管機能の向上のための整備を実施する。

イ おおむね600漁港で漁港施設の機能保全計画を策定する。

ウ おおむね200地区で漁業集落排水処理施設を整備する。

(注)「漁港施設の機能保全計画」とは、漁港施設の老朽化対策として機能を保全するために必要な漁港施設の補修・改修を盛り込んだ計画をいう。

3 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

(1) 実施の目標

資源管理等との連携を図りつつ、水産生物の生活史に配慮した漁場整備に努めることにより、良好な生息環境空間の創出を図る。その際、水産生物の生息場ネットワークの構築が図られるよう、地方公共団体間の広域的な連携やモニタリングの実施とその結果に応じた対策を推進する。また、効率的な漁業活動に資するよう、周辺の漁港との一体的な漁場整備に配慮する。

(2) 目指す主な成果

水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための漁場再生及び新規漁場整備により、おおむね11万トンの水産物を新たに提供する。

(3) 事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

ア 水産生物にとって良好な生息環境空間を創出するための計画に基づく整備をおおむね20海域で推進する。

イ おおむね6万haの魚礁や増養殖場を整備する。

ウ おおむね23万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進するとともに、おおむね5,500haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。

第3 留意事項

事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施するものとする。

- 1 施策連携の強化による効果を相乗的に高める取組の推進
 - (1) 生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策との連携の推進
 - (2) 道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画など他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進
 - (3) 東日本大震災の被災地における災害復旧事業等関連事業との連携の推進
- 2 国と地方の役割に応じた取組の推進
- 3 効率的かつ効果的な事業を実施するための施策の集中化・重点化の一層の推進
- 4 既存ストックの有効活用
- 5 循環型社会の構築に向けた取組の推進
- 6 民間資金・能力の活用
- 7 事業評価の厳正な運用と透明性の確保
- 8 公共工事の品質確保とコスト縮減の適切な実施

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、漁港漁場整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。